

矢板市森づくりアクションプラン



「森林」は、森（樹木が多く生い茂っているところ）と、林（樹木が多く立ち並んでいるところ）のほか、生物や土壌を含めた幅広い意味を有しています。

矢板市の「森」という言葉には「森林」という意味を込めており、矢板市は「森林づくり」を森林所有者や市民をはじめとする関係者の皆様と共に積極的に推進していきます。

令和6年2月

栃木県矢板市

目次

1. はじめに	1
(1) 森づくりアクションプラン策定の目的	1
(2) 森づくりアクションプランの位置付け	1
(3) 森づくりアクションプランの期間	1
2. 基本施策の取組と指標	2
(1) 市民生活の安全・安心の基盤となる森林	2
① 森林の多面的機能を発揮させるための森づくりを推進します	
② 森林を健全な状態で保持するための鳥獣虫害対策を講じます	
(2) 生物の多様性に配慮した森林	5
① 森林の保全に努めます	
② 立地条件等の特性に応じた樹種の選定に努めます	
③ 里山林の保全に努めます	
(3) 林業・木材産業の振興	7
① 森林資源の循環利用を推進します	
② 経営基盤が安定した林業・木材産業を目指します	
③ 担い手の確保・育成を図ります	
(4) 森林資源を生かしたまちづくり	10
① 森づくり活動団体と協働によるまちづくりを目指します	
② 森林環境教育や木育など、森づくりに対する興味関心を高めます	
③ 木材の利活用を進めます	
《矢板市の現状と取組例》	12
3. 用語集	16

1. はじめに

(1) 森づくりアクションプラン策定の目的

森づくりアクションプランは、森づくりビジョンで示す目指す姿（将来像）を実現するため、目標値を掲げ、行動計画を示し、その取組を推進することを目的に策定します。

(2) 森づくりアクションプランの位置付け

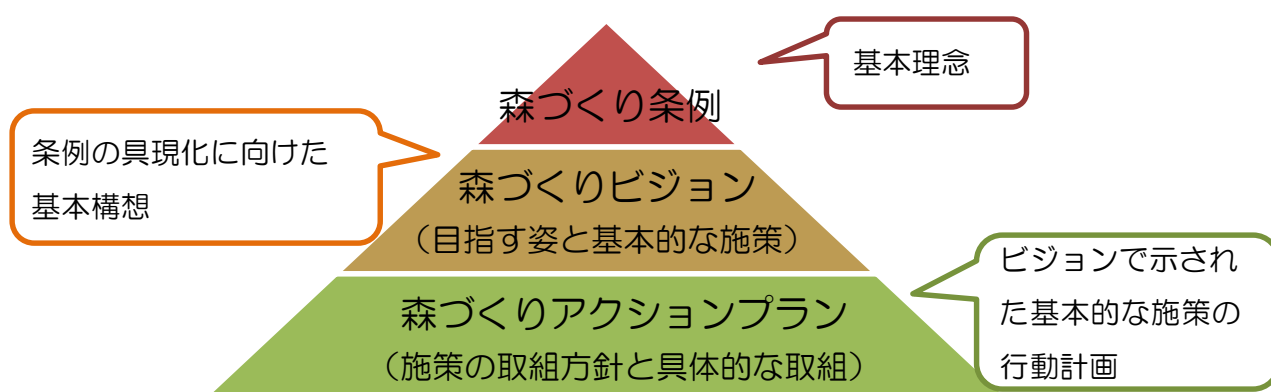
*矢板市森づくり条例抜粋

(森づくりアクションプラン)

第18条 市長は、森づくりビジョンを実現するための行動計画（以下「森づくりアクションプラン」という。）を策定し、必要な具体的施策を定めるものとする。

2 市長は、森づくりに関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに、森づくりアクションプランを変更するものとする。

3 前条第4項及び第5項の規定は、森づくりアクションプランの策定及び変更について準用する。



(3) 森づくりアクションプランの期間

森づくりアクションプランの期間は、令和6年度からおおむね5年間とします。

2.基本施策の取組と指標

(1)	市民生活の安全・安心の基盤となる森林
①森林の多面的機能を発揮させるための森づくりを推進します	
目指す姿 *水源かん養機能の発揮 高原山麓は、下層植生①や樹根が発達した浸透・保水能力の高い土壌を有する森林であること。 *山地災害②防止機能の発揮 大雨や台風などの自然災害に起因する土砂の流出を防ぎ、市民生活に被害が及ばない森林であること。 *保健・レクリエーション機能の発揮 自然に接することで癒しや安らぎをもたらす森林であること。 *森林の炭素吸収源機能の発揮 CO ₂ 排出量が削減されていること。	
取組方針 ▶適正な森づくり 適正な森づくりを推進するため、矢板市森林整備計画の周知を図ります。 また、適正な森づくりによりCO ₂ 吸収源対策を推進します。 ▶災害に強い森づくり 自然災害などによる林地崩落が発生しないよう適正な森づくりを推進するため、矢板市森林整備計画の周知を図るとともに、万が一発生した場合は、周辺環境の情報収集に努めます。 ▶倒木被害の未然防止 危険木の早期発見に努め、森林所有者と連携し、周辺環境に影響を及ぼさない対策を講じます。	
取組 ・矢板市が、森林経営管理制度（森林経営管理法・H31.4）を運用する森林については、「矢板市森林経営管理意向調査等実施計画」に基づき、森林所有者の意向調査を実施していきます。 また、森林経営管理制度の運用において、森林所有者の意向により市が管理を受託した森林について、森林の所在地や森林所有者の今後の管	

理方針などの意向を踏まえ、地域林政アドバイザー（※1）が見立てを行い、皆伐又は間伐③等を進めます。

- ・災害発生時の早期対応については、自然災害などによる林地崩落が発生した場合、山地や林道の被災状況の情報収集に努めるとともに、ライフラインに影響を及ぼしている、又は影響を及ぼす可能性がある状況を把握し、関係機関へつなげます。
- ・危険木の早期発見に努めるとともに、地域住民からの情報提供や相談に応じ、危険木の伐採等の対応に支援を行います。

②森林を健全な状態で保持するための鳥獣虫害対策を講じます

目指す姿

*シカの食害④及びヤマビル生息拡大の未然防止

シカによる皮剥ぎや新植した若木の食害が防止されていること。

ヤマビルによる人的被害が抑制されていること。

*ナラ枯れ⑤の未然防止及び被害拡大防止

ナラ枯れが発生しやすい高齢樹が放置された状態にないこと。

ナラ枯れによる荒廃した森林の発生や、ナラ枯れによる枯損木に起因する事故が発生させないため、早期発見と、関係機関との協力体制が確立されていること。

取組方針

▶ 植栽された苗木の保護

近年、市町間を広く移動しているシカによる食害が増加している現状を踏まえ、被害を防止する新たな忌避剤⑥の効果を検証します。

▶ シカの駆除（ヤマビル対策）

有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成を図るとともに、シカの捕獲を進めます。

▶ ナラ枯れの未然防止と発生時の対応

ナラ枯れ被害は、栃木県内で広がりつつある現状を踏まえ、ナラ枯れが発生しやすい高齢樹林の手入れを促進するとともに、被害が確認された場合には、伐採などの措置を講じ、周辺地域への注意喚起を行います。

取組

- ・特に新植された苗木について、シカによる食害防止に効果がある激辛トウガラシを成分とした忌避剤の検証を進めるとともに、有効性が確認された場合には、地域への普及に取り組みます。

- ・シカの個体数の削減のため、狩猟免許の取得に補助制度を整備、有害鳥獣捕獲従事者の確保・育成を図るとともに、捕獲を進めます。
- ・栃木県内で令和2年度に被害が発生し、県内で広がりつつあるナラ枯れについて、矢板市においても、ナラ枯れ疑いの相談が寄せられている現状を踏まえ、特に公園などにある高齢樹の状況把握を行い、倒木被害などの未然防止に努めます。

また、ナラ枯れ被害が発生した場合には、関係機関との連携のもと、迅速な被害拡大の防止策（伐採・燻蒸^⑨）を講じ、周辺地域への注意喚起を行います。

●指標

	内 容	目 標
1	手入れの行き届いた森林を増やします (森林経営管理制度を活用した間伐等の実施面積)	10ha/年
2	危険木を処理し安全を確保した箇所を増やします	5件/年



(2) 生物の多様性に配慮した森林

①森林の保全に努めます

目指す姿

＊不適切な林地開発^⑧行為の抑止

多くの動植物や、その生態系を保護するため、適切な林地開発がなされていること。

＊保安林の保全

保安林が健全な状態で保持され、保安林の持つ機能が十分に発揮されている森林であること。

取組方針

▶ 林地開発の指導

近年、再生可能エネルギーの機運が高まる中、林地開発の相談件数が増加傾向にあります。森林の現況や地形の状況に応じて、開発行為が及ぼす影響を勘案し、森林法に基づき適正な開発許可を行います。

▶ 違法者への指導

無断伐採や、盛土規制法違反など、環境部門と連携して指導に取り組みます。

取組

・林地開発の許可については、森林法に基づく適正な開発許可の運用を行います。

また、大規模な林地開発については、他制度（土地利用、河川）と連携して、適宜慎重に対応します。

・無断伐採や、盛土規制法違反など、情報収集に努め、悪質な者へは、環境部門と連携して警察へ通報するなど、指導に取り組みます。

②立地条件等の特性に応じた樹種の選定に努めます

目指す姿

＊適地適木と所有者意向の整理

土地の特性や所有者の管理意識が反映された樹種であること。

取組方針

▶ 樹種の選定へのアドバイス

地形や地質の特性の見極めや、後年の森づくりの見通しを立てた上で、樹種の選定を行います。

なお、針葉樹^⑨については花粉の少ない品種の普及啓発を行います。

取組

- ・ 再造林の樹種^⑩については、地域林政アドバイザーが、丘陵地、平地、湿地、乾燥地などの地形や地質の特性、森づくりの条件不利地の見極めを行い、必要に応じて森林組合等地域の林業事業者からも助言をもらいます。
- ・ 後年の森づくりの見通しについては、森林所有者に確認の上、樹種の選定を行います。

③里山林の保全に努めます

目指す姿

＊地域住民による里山林の手入れ

住民自ら、里山林の手入れが継続して行われ、里山林が健全な状態で保持されていること。

取組方針

▶住民による里山林の手入れ活動の推進

行政区等の地域住民で組織する団体（森づくり活動団体）が下草刈りを行い、見通しを良くし、イノシシなどの獣類から里山や田畑を守り、健全な状態を保ちます。

取組

- ・ 里山林の手入れのため、行政区等の地域の団体が下草刈り等を行う場合、この活動が継続できるよう支援を行います。

●指標

	項 目	目 標
1	森づくり活動団体が継続して活動します	解散団体なし／5年



(3) 林業・木材産業の振興

①森林資源の循環利用を推進します

目指す姿

＊森林所有者の森づくり意識の醸成

手入れが行き届いた森林が増えていく状態であること。

＊森林資源のフル活用

未利用材を木質バイオマス^⑩エネルギーに活用することで、余すことなく森林資源が活用されている状態であること。

取組方針

▶森林資源の循環利用の推進

森林のサイクル（植える、育てる、伐る、上手に使う）を普及啓発します。特に、成熟したスギ・ヒノキの利用を啓発します。

▶森林情報の把握・更新

森林所有者の世代交代などにより、森林状況の把握が困難になることが懸念されるため、早急な情報把握と情報の更新を進めます。

▶再造林の推進

伐採後の確実な植林を行い、森林の若返りを図るとともに、未造林地が生じないように適正な植林を促します。

▶未利用材の利活用の推進

林地残材を、薪や木質バイオマスエネルギーとして家庭で活用することを普及し、循環型社会^⑪につなげます。木質バイオマスエネルギーの地産地消^⑫を進めます。

▶林道の管理

森林資源の循環利用を促進するため、市が管理している林道の適正な維持管理を行います。

取組

・森林資源の循環利用を推進するため、森林のサイクルについて広く周知（※2）し、普及啓発します。

特に、花粉を減少させるため、スギ人工林の皆伐を促進し、森林の立地条件等に応じた再造林に取り組みます。

・森林所有者の世代交代や不在により、森林の状況把握が困難になることが加速度的に増加していくことが懸念（※3）されるため、適正な森づくりを行うためにも、早急な情報把握を行い、林地台帳^⑬の精度向上に取り組みます。

- ・未利用材の利活用を推進するため、薪や木質バイオマスエネルギーを活用する家庭用暖炉の設置に支援を行います。
 - ・市内の山林に残された林地残材をバイオマス発電所が引き取り、地元の商店街で使える地域通貨券を発行する木の駅プロジェクト（※4）の集荷活動に対して支援を行い、地域活性化と地域内での循環型社会を推進します。
 - ・市が管理している林道の劣化や破損状況等の情報収集に努め、林道標識を設置するなどの管理を行います。
- また、側溝詰まりの解消や路面洗堀の埋め戻し、沿道の草刈りなど適正な維持管理を行います。

②経営基盤が安定した林業・木材産業を目指します

目指す姿

＊多様な林業・木材産業の創出

新たな林業・木材産業の起業者が、長期的に経営が継続している状態であること。

＊地域に根差した林業・木材産業

地域の森林や木材が生かされて、新しい雇用が創出されていること。

取組方針

▶新たな起業者や就業者の創出

林業や木材産業で起業や就業する意欲を高めるためのPRを行い、矢板市に居住して就業・起業できるよう、定住に関する他部門の施策と連携し、生活の基盤の確保を図ります。

なお、林業事業者の雇用活動と連携して、定住促進に取り組みます。

取組

- ・林業・木材産業の従事者や起業者が、矢板市に住んで、林業や木材産業に携われるよう、支援制度（※5）を備えます。

- ・林業・木材産業での起業、就業を目指す地域おこし協力隊について、令和4年度から任用を開始しました。任用期間中に、林業に関する知識・技術の向上を図り、3年間の任期終了後には、起業者へ「林業・木材産業次世代人材投資事業」の支援につなげるなど、矢板市に定住して、経営が継続できる体制づくりを行います。

- ・矢板市で、林業や木材産業で就業や起業する意欲を高めるため、広報誌（※6）や公式ホームページを活用してPRを行います。

③担い手の確保・育成を図ります

目指す姿

＊新たな担い手の確保と育成

矢板市で林業に従事したい、また、林業従事者が働き続けたい状態であること。

取組方針

▶林業の魅力 PR

担い手の高齢化や後継者の不在により、今後増加が見込まれる林業施業^⑤に携わる担い手不足が懸念される現状を踏まえ、林業体験などを通して、特に若い世代の就業への意欲を高めます。

▶担い手への支援

就業しようとする者や、既に就業している林業従事者が、林業の知識や技術を修得し、また、林業施業に必要な安全衛生用品を備え、働き続けられる環境を整備します。

取組

・林業に対する興味・関心を高め、就業につなげるため、栃木県林業・木材製造業労働災害防止協会（林災防）栃木県支部が実施する「林業基礎トライアル研修」に参加する高校生が、刈払機取扱作業安全衛生教育の資格を取得するための支援を行います。

・矢板市内に事業所がある林業事業体の就業者数は、近年、増加傾向にあります（※7）が、林業従事者の高齢化や後継者の不在、今後増加が見込まれる林業施業に携わる担い手不足が懸念される現状を踏まえ、各種支援制度により、担い手の確保・育成を行います。

各種支援制度は、矢板市林業・木材産業成長化推進協議会から意見聴取を行い、確保・育成につなげる取組を検討します。

●指標

	項 目	目 標
1	新たな林業従事者を増やします	5人／年
2	林業・木材産業の起業者を確保します	3者／5年



(4) 森林資源を生かしたまちづくり

① 森づくり活動団体と協働によるまちづくりを目指します

目指す姿

＊地域住民による森づくり活動の促進

地域の任意団体が意欲をもって、下草刈りやレクリエーションなどに取り組み、森づくりに関する意識が向上している状態であること。

取組方針

▶ 森づくり活動に対する支援

活動団体へ、相談・助言・情報提供など支援を行い、活動団体の拡充を図ります。

取組

・森林・山村多面的機能発揮対策事業^⑩の対象活動団体、とちぎの元気な森づくり県民税事業^⑪の対象活動団体、矢板市森づくり支援事業対象の活動団体それぞれへ、相談・助言・情報提供及び支援を行い、活動団体の拡充を図ります。

② 森林環境教育や木育など、森づくりに対する興味関心を高めます

目指す姿

＊森林の持つ多面的価値の理解の醸成

森林が、生活に密接に関わっていることへの理解が醸成されていること。

森林が、地球温暖化防止に寄与することへの理解が醸成されていること。

取組方針

▶ 森林への親しみ、木の良さ普及

子供から大人まで幅広い世代を対象として、森づくりや木製品との触れ合いの場を設け、森林への親しみ、木の良さや利用の意義を普及啓発していきます。

▶ 森林吸収源に対する理解の促進

環境部門と連携し、CO₂削減を啓発していきます。

取組

・子供から大人まで幅広い世代を対象として、森林への親しみ、木の良さや利用の意義を、公共施設の木質化（※8）などを通じて普及啓発します。

- ・木を用いて、生活に密着した生活用品（時計やカトラリーなど）の製作を行う講座を開くなど、木への理解を深める取組を行います。
- ・CO₂削減について、広報誌などを通し、環境部門と連携した啓発を行います。

③木材の利活用を進めます

目指す姿

＊建築物への木材利用

公共・非公共を問わず、積極的に建築物へ木材が活用されていること。

取組方針

▶木材利用の推進

住宅、公民館等施設など身近な建築物の木質化を推進し、森林資源の有効的な活用を普及啓発します。

取組

- ・住宅、公民館等施設など身近な建築物の建築主に対し、支援制度を備え、積極的な活用を促します。
- ・公共施設の木質化を進めます。

●指標

	項目	目標
1	森林環境教育や木育のための講座などを行います。	5回／年
2	新築住宅など、木材利用の建築物を増やします。	20軒／年



《矢板市の現状と取組例》

※1：地域林政アドバイザーについて

次の条件のいずれかの要件を満たしている森林・林業に知識がある者を指します。矢板市では、平成31年度から任用しています。

- ① 森林総合管理士登録者又は林業普及指導員資格試験合格者
(林業改良指導員及び林業専門技術員含む)
- ② 技術士(森林部門)
- ③ 林業技士
- ④ 認定森林施業プランナー
- ⑤ 認定森林経営プランナー
- ⑥ 林野庁実施の研修受講者又はそれに準すると林野庁が認める研修の受講者

※2：周知取組例

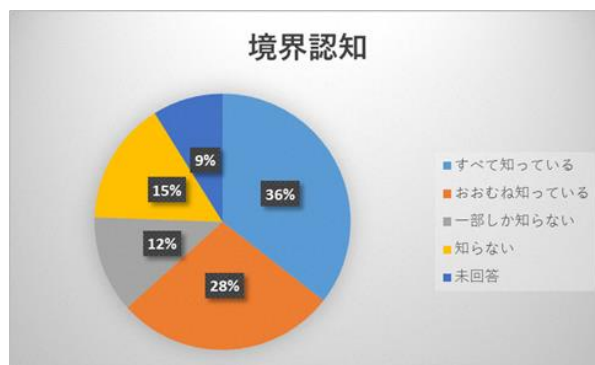
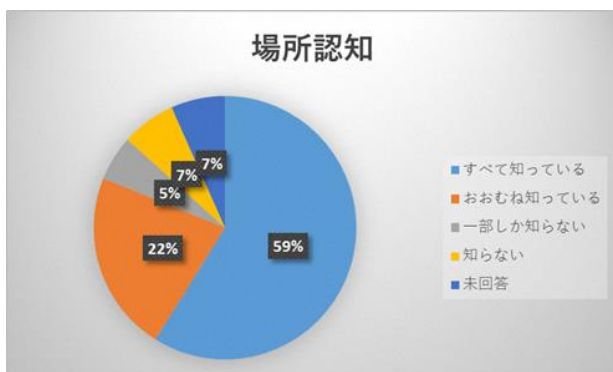
森林の循環利用(植える、育てる、伐る、上手に使う)を推進するため、皆伐再造林地に看板を設置して、広くPRしています。



(矢板市長井地内・県道沿線)

※3：森林の状況把握概要

従来から森林組合を中心とした長期受委託契約^⑧による森林経営管理が積極的に行われ、私有林の約8割の森林経営計画^⑨が策定されるなど高い策定率となっている地域である現状において、平成30年度に栃木県が実施した「森林経営管理に関するアンケート調査」が、森林経営管理制度施行（H31.4）前、森林経営計画が策定されていない森林所有者（市内4地区を抜粋）を対象に実施されました。調査対象（284人）のうち、回答があった森林所有者（90人）の約3割が「森林の境界がはっきりわからない」と回答しています。



※4：木の駅プロジェクトの仕組み



平成28年度からスタートしたこの取組は、年間600トン以上の未利用資源の集荷実績があります。

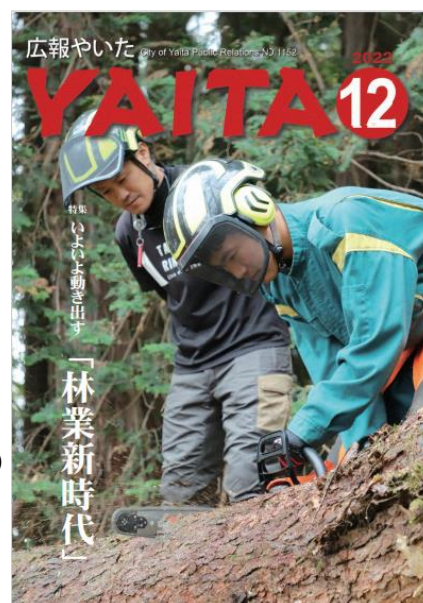
※5：林業従事者支援事業

事業名と支援内容
・U I Jターン林業従事者の賃貸住宅家賃等支援事業 矢板市に転入する方のアパート等賃貸住宅の家賃と引っ越しにかかる費用の一部を補助します。
・林業・木材産業次世代人材投資事業 矢板市内で林業又は木材産業で起業するための初期費用の一部を補助します。
・林業従事者研修及び資格取得等促進支援事業 林業に関する研修や資格取得にかかる費用の一部を補助します。
・林業従事者安全衛生対策支援事業 林業施業の安全確保に関する用具などの購入にかかる費用の一部を補助します。
・林業ICT及び未来技術導入支援事業 林業事業者が行う施業の効率化を図るための機械器具（ドローンなど）の導入にかかる費用の一部を補助します。

※6：広報やいた取組例

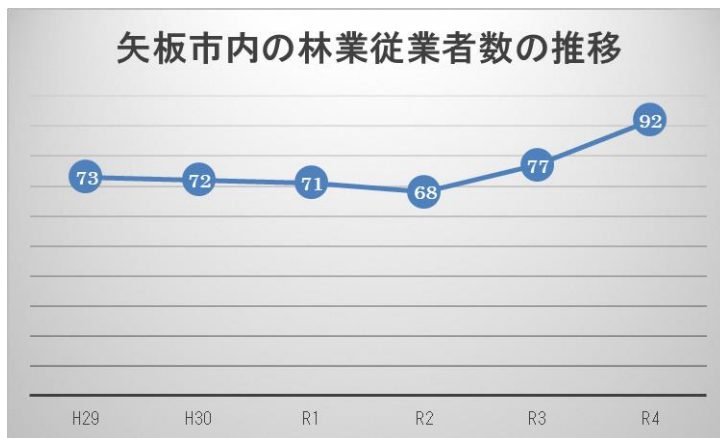
林業に関する記事を集めて、広くPRしています。

(令和4年12月号)



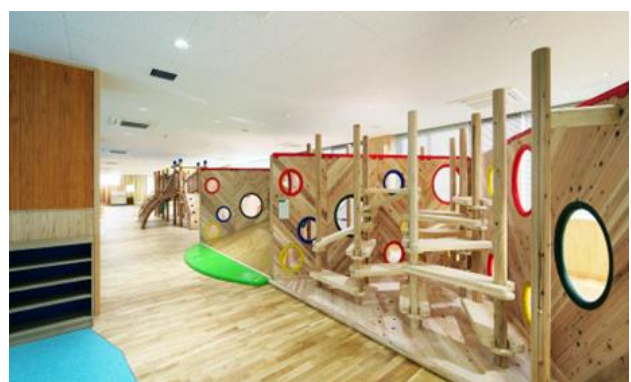
※7：矢板市内の林業事業体の就業者数

過去5年間の矢板市の林業従事者数は、平成29年から令和2年までは横ばいで、その後、増加傾向にあります。



※8：公共施設の木質化取組例

令和2年度に子ども家庭総合拠点施設として施設改修を行った「矢板市子ども未来館」の内装と木製遊具



3. 用語集

① 下層植生

森林の地表面に生えている草や低木。

② 山地災害

集中豪雨や地震などの異常な自然現象が原因となって発生する自然災害のひとつで、山腹崩壊（山崩れともいう）・土石流・地すべりなどの現象があり、山地に起因する災害のこと。

③ 間伐

森林で、樹木の成長に応じて一部の樹木を伐り取って間引くこと。樹木が成長すると、木々が密集して過密になるので、混みすぎた木の一部を伐り取る必要がある。

④ シカの食害

シカが森林の立木や植物を食べることで、植生や生態系に与える悪影響のことをいう。森林の地表面の土がむき出しになったり、森林の更新が阻害されたり、希少植物が減少したりする。

⑤ ナラ枯れ

病原菌である「ナラ菌」を増殖させる虫（カシノナガキクイムシ）により、水を吸い上げる機能を阻害して枯死させる樹木の伝染病のこと。

⑥ 忌避剤

昆虫や動物などを近づけさせないために用いる薬剤のこと。臭いや味などを嫌ってさける性質を利用したもの。

⑦ 伐採・燻蒸

病虫害の寄生した樹木を伐って、伐った丸太をシートで密封し、薬液がガス化して丸太内部の害虫を殺虫する処理方法のこと。

⑧ 林地開発

森林を森林以外の用途に活用するための開発行為。林地開発許可制度は、1ha以上の森林の開発（太陽光発電設備を設置する場合は0.5ha）を規制する制度。民有林を開発（土地の掘削、盛土）する際に、あらかじめ県知事又は市長に計画を申請し許可を得る必要がある。

⑨ 針葉樹

針状で細長い葉をもつ樹木のこと。スギ、ヒノキ、マツなど。なお、広葉樹は、幅の広い葉をもつ樹木のこと。コナラ、ミズナラ、クヌギ、サクラなど。

⑩ 樹種

木材となる木の種類のことをいう。スギ、ヒノキ、ナラ、アカマツ、ブナなどが挙げられる。

⑪ 木質バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源（化石燃料を除く）のことをいう。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造林のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場から発生する樹皮や屑、住宅解体材や街路樹の選定枝などの種類がある。

⑫ 循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに、循環的な利用（リサイクルなど）を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会のこと。

⑬ 地産地消

地域で生産された農林水産物を、その地域内で消費すること。

⑭ 林地台帳

林地台帳制度は、森林法の一部改正により平成28年5月に創設され、平成31年4月から運用が開始されました。林地台帳は、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを地番ごとに整理したものです。

⑮ 林業施業

森林の育成や管理業務を行うこと。造林、保育、伐採など的人為的行為を指す。

⑯ 森林・山村多面的機能発揮対策事業

地域住民等による森林や里山林の保全管理や資源利用するための活動等の取組のこと。国や市の支援がある。

⑰ とちぎの元気な森づくり県民税事業

県民全体の理解と協力のもとに、守り育て元気な森を次世代に引き継いでいくために、平成 20 年度に「とちぎの元気な森づくり県民税」を創設し、長年手入れされていなかった森林の整備等を進めている。

⑱ 長期受委託契約

森林所有者と森林組合等の林業事業体の間で、森林の経営管理を林業事業体が長期的に請け負う契約のこと。

⑲ 森林経営計画

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する 5 年を 1 期とする計画のこと。

矢板市森づくりアクションプラン

令和6年2月

矢板市 経済部 農林課

〒329-2192 栃木県矢板市本町5番4号

電話 0287-43-6210